

## Tax

Issue P351 – 2022 年 3 月 23 日

日本語翻訳版

## Tax Analysis

# 「两会」による施策方針の分析： 科学技術イノベーションの強化、研 究開発管理への重視

Authors :

**Zhang, Jessie Jin**

Partner

Tel : +86 10 8534 2888

Email : [jessiezhang@deloitte.com.cn](mailto:jessiezhang@deloitte.com.cn)**Zhu, Xiaoyao**

Senior Manager

Tel : +86 10 8534 2968

Email : [xiaoyzhu@deloitte.com.cn](mailto:xiaoyzhu@deloitte.com.cn)**Meng, Aaron Zihong**

Manager

Tel : +86 10 8512 5228

Email : [aameng@deloitte.com.cn](mailto:aameng@deloitte.com.cn)**Chen, Lluvia Xiao**

Manager

Tel : +86 10 8520 7380

Email : [lchen@deloitte.com.cn](mailto:lchen@deloitte.com.cn)

近年、中国政府は「革新駆動型発展戦略」の実施に取り組み、科学技術型産業の発展を重要視している。李克強総理が 3 月 5 日に行った政府活動報告によると、「科学技術イノベーションと産業モデルの最適化・アップグレードの推進」が、2022 年の政府活動任務に組み込まれている。任務達成のための措置として、「企業のイノベーション活動に対する奨励の強化」は非常に重要な地位を占めており、特に、研究開発費の追加控除政策に代表される一連の優遇政策の強化は、科学技術イノベーション産業のさらなる発展に拍車をかけると考えられる。企業は上記に関連する税務管理について、特に留意する必要がある。

## 2020~2021 年における中国国内の科学技術活動の投資状況と成長状況

2022 年の政府活動報告において、「政府が 2021 年に、革新駆動型発展戦略の実施強化、及び産業チェーン・サプライチェーンの安定化において得た成果」は評価された。2021 年において、中国における知的財産権の保護、従来型産業のデジタル化・スマート化改造、新興産業の発展状況は、いずれもポジティブな変化を示した。

2020~2021 年の関連統計データから見ると、中国の科学技術産業は過去 2 年間、高い成長率を維持している。2020 年を例として挙げると、2020 年において、全国の特許集約型産業の産業増加値は前年同期比 5.8%増の 12 万億人民元となり、その成長率は同期における国内総生産（名目 GDP）の成長率を 3.1 ポイント上回った。GDP に占める割合は前年同期比 0.35 ポイント増の 11.97%である。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 資料出所：国家統計局 国家知識産権局 2020 年全国特許集約型産業の産業増加値データに関する公告

## 2020年における全国特許集約型産業 の産業増加値

産業名称	産業増加値 (億人民元)	成長率 (%)	割合 (%)
特許集約型産業	121289	5.8	100.0
情報通信技術製造業	24177	5.0	19.9
新設備製造業	34194	0.6	28.2
新材料製造業	14064	0.6	11.6
医薬医療産業	10984	10.1	9.1
環境保全産業	2748	5.7	2.3
情報通信技術サービス業	26415	15.7	21.8
研究開発、設計と技術サービス業	8708	5.9	7.2

成長率が高い。具体的には<sup>2</sup>：

- 全国の研究開発費は前年同期比 14.2%増の 2.78 万億人民元であり、対 GDP 比は 2.44%である。その内、基礎研究費は 1,696 億人民元である。
- 年度を通して、特許付与件数は前年同期比 26.4%増の 460.1 万件であり、受理された PCT 特許出願は 7.3 万件である。年末現在、有効な特許は 1,542.1 万件である。そのうち、中国国内の有効な発明特許は 270.4 万件であり、1 万人当たりの高価値発明特許は 7.5 件である。
- 年度を通して、技術契約締結件数が合計 67 万件であり、技術契約の取引額は前年同期比 32.0%増の 3.7 万億人民元である。

上場企業の「研究開発強度（売上高に対する研究開発費の比率）」に関する統計データも上記の裏付けとなっている。関連報道によると、2021 年第 1~3 四半期における A 株企業 3,569 社による研究開発費対売上高比率の平均値は約 7.2%であり、その中央値は 3.88%である。309 社の「小巨人（専門化、精細化、特色化、斬新化の特徴を備えた中小企業の中でも特に優れた企業、細分化された市場に集中的に取り組み、イノベーション能力と市場シェアが高く、キーとなるコア技術を確認し、質と効率とともに優れたリーディングカンパニーを指す）」上場企業の研究開発費対売上高比率の平均値は 8.25%であり、中央値は 5.75%であり、同時期における全ての A 株企業の平均値と中央値を上回っている。

### 研究開発費の追加控除政策の更なる強化

企業は科学技術イノベーション活動の担い手であり、企業のイノベーションへのモチベーションと意欲が、国の科学技術産業の発展を牽引する重要な要素である。近年、企業における研究開発への投資が急増しており、政府による一連の優遇措置がその誘因の一つとして考えられる。その内、研究開発費の追加控除政策は、最も広く適用されている税制優遇政策の一つである。研究開発費の追加控除とは、企業所得税の課税所得額を計算する際、実際に発生した研究開発費の控除に加えて、条件に合致する研究開発費用を一定の割合で追加して控除できることを指す。研究開発費の資産計上が行われている場合、資産計上された無形資産の課税標準は、研究開発費の追加控除により増加する。即ち、この優遇政策は実質的に、企業の適格な研究開発活動に対する国の財政支援に相当する。これまで、研究開発費の追加控除政策は、中国企業の研究開発意欲を向上させる役割を果たしてきた。近年、政策の効果を上げ、企業の研究開発投資の増加を促すため、政府は研究開発費の追加控除政策を数回強化し、追加控除比率を 50%を 75%に引き上げ、2021 年には製造業限定で追加控除比率を 100%に引き上げると同時に、企業がより便利にこの優遇政策を享受できるように、徴収管理措置の整備を行った。2022 年度政府活動報告において、研究開発費の追加控除政策の実施を強化し、科学技術型中小企業に適用される研究開発費の追加控除比率を 75%から 100%に引き上げることが目標として掲げられた。

研究開発費の追加控除政策の強化に伴い、企業は、優遇政策の享受による研究開発コストの節約を図ると同時に、内部統制と研究開発管理の整備を通じて、優遇政策享受のコンプライアンスを確保する必要がある。私どもの考察から見て、企業は研究開発費の追加控除政策を享受する際、往々として下記の面において課題に直面することが想定される。

For more information, please contact :

**Tax & Business Advisory**  
**Global Investment and Innovation Incentives**  
(GI<sup>2</sup>)

**National Leader**

**Xu, Jeff Zu-ming**

Partner

Tel : +86 21 6141 1278

Email : [jexu@deloitte.com.cn](mailto:jexu@deloitte.com.cn)

**Northern China**

**Zhang, Jessie Jin**

Partner

Tel : +86 10 8534 2888

Email : [jessiezhang@deloitte.com.cn](mailto:jessiezhang@deloitte.com.cn)

**Eastern China**

**Chen, Tracy Xiao Ying**

Partner

Tel : +86 21 6141 1155

Email : [trchen@deloitte.com.cn](mailto:trchen@deloitte.com.cn)

**Southern China**

**Li, Lisa Tax**

Partner

Tel : +86 755 3353 8527

Email : [lisali@deloitte.com.cn](mailto:lisali@deloitte.com.cn)

**Western China**

**Wang, Shuo**

Director

Tel : +86 22 2320 6735

Email : [shuowang@deloitte.com.cn](mailto:shuowang@deloitte.com.cn)

<sup>2</sup> データ出所：中華人民共和国 2021 年国民経済と社会発展統計公報

## 研究開発活動の識別

条件に合致する研究開発活動を正確に識別することは、研究開発費の追加控除やハイテク企業資格申請を行うための基礎である。企業の管理者は、関連する法規について深い理解と正しい認識を持つ同時に、自社の技術イノベーション活動においてそれらを活用する能力を身につける必要がある。

現行の法規における「研究開発活動」の定義があいまいであるため、企業は上記の優遇政策を享受する際に、通常、以下の二つの課題に直面すると考えられる。

- ① 法規の要求を正確に把握できず、コンプライアンスのリスクにつながる可能性があること。
- ② 優遇政策を最大限に享受できていないこと。

実務では、関連する企業は、中国の関連当局（統計局、財政部など）や国際機関による関連研究成果やガイドラインを研究開発活動識別の参考基準とすることが推奨される。

プロジェクトのライフサイクルの定義、プロジェクト管理の方法・プロセスなどを含む研究開発活動固有の特性は、所属業界によって異なるため、研究開発活動を正しく識別することが困難である。企業は、研究開発活動の識別に際して、所属業界の特性を踏まえた上で、注目すべき重点を定める必要がある。例えば：

- 各レベル政府がスマートマニュファクチャリング政策を推進し、製造業が生産ラインのスマート化改造やデジタルトランスフォーメーションへの投資を増やす中、製造業の所属企業は、製品研究開発プロジェクトを対象として優遇政策の適用を申請する際、自社の「スマート化改造及びデジタルトランスフォーメーション」プロジェクトに関する情報を収集し、「既存の製品・サービス・技術・材料または工程プロセスに対する繰り返しまたは簡単な改良」や「工業（サービス）プロセスの一環であるものまたは通常の品質管理、テスト分析、修理・メンテナンス」など、優遇政策の対象外である活動と区分する必要がある。
- ニーズの変化が速く、製品主導の傾向が強いインターネット業界では、アジャイル開発モデルが採用されることが多いため、プロジェクトの整理に一定の困難が伴う。研究開発活動を識別する際、規範性と柔軟性の両立が求められ、実質的な改良と一般的なアップグレードの区分に焦点を当てる必要がある。
- 金融業におけるプロジェクトマネジメントは比較的体系化且つ整備されているが、より一般的に認識されている従来型の製造企業やハイテク企業の研究開発活動と比べて、金融企業の研究開発活動やイノベーション活動は、より金融業の特性に沿ったものとなっている。金融企業におけるプロジェクトの大半は、サービスや製品のソフトウェア開発と改造であり、どのようにして「イノベーションの観点から見て、対象プロジェクトが実質的な意義を持つか否か」を判断するか、どのようにして優遇政策の対象外である「製品・サービスに対する一般的なアップグレードや導入後の一般的な技術サポート」と区分するかは、金融企業が優先的に検討すべき課題である。

企業の研究開発活動の複雑性に鑑み、企業の管理者は所属業界及び自社の特徴を十分に把握する上で、自社の研究開発活動の定義を柔軟に定める必要がある。その過程で、外部の専門機関に助力を求めるとも選択肢の一つとして考えられる。専門機関による研究成果と豊富で幅広い実務経験は、企業の管理者が研究開発活動の定義を正確に理解し、研究開発活動の管理において税務リスクに対応し、優遇政策を十分かつ合理的に享受するための助けとなる。

## 研究開発費の計算と集計

企業の研究開発費は、財政部・税務局・統計局・証券監督管理委員会など多くの行政機関が注目する重要なデータである。研究開発費を合理的かつ正確に計算・集計する方法の採用は、研究開発活動の高水準且つ体系的な管理を実現していることの証拠であると同時に、関連の優遇政策を享受するための前提条件でもある。税務管理に観点から見て、研究開発費の集計基準の不一致は、主に「財務諸表の作成」、「ハイテク企業資格の認定」、及び「研究開発費の追加控除」において採用される集計基準の差異に起因する。実務では、関係当局は、上述3つの基準に基づき集計した研究開発費データの間に存在する差異について、その合理的な説明を企業に求める可能性がある。そのため、企業の管理者は、特定の監督管理目的に対応すべく、異なる集計基準からくるデータの差異を迅速かつ正確に分析できるように、日常的な会計処理をこなす上で、異なる集計基準の詳細とその間の差異について把握する必要がある。

また、企業が研究開発費を集計する際、業種の特性に起因する「問題点」が発生する可能性もある。例えば：

- 製造企業の場合、日常生産における製造費用と研究開発費を正確に区分できているか？ 試作にかかる費用は、全て研究開発費に計上できるか？
- インターネットテクノロジー企業の場合、ストックオプション付与に関する支出は、人件費として研究開発費に計上できるか？

- 金融企業では、アウトソーシングを通じて研究開発プロジェクトを展開するケースが多いが、アウトソーシングの従業員に支給する給与賃金は人件費として研究開発費に計上できるか、または委託研究開発費として集計し、追加控除の対象とすべきか。

業務プロセスが長く、研究開発費の種類が多いプロジェクトを展開する場合、各種類の費用に対して、当該種類の費用の特性に見合う処理方法を採用する必要がある。例えば：

- 研究開発人員、計器、設備などの資産は、作業時間（使用時間）に基づく配分メカニズムが適用される。企業は、当該研究開発資源の使用状況について必要な記録を作成し、各研究開発プロジェクトの間で（例えば、追加控除政策の適用対象であるプロジェクトと適用対象外であるプロジェクトの区分）、又は研究開発プロジェクトにかかる費用と生産・経営費用との間で、合理的に配分する必要がある。
- 研究開発活動にかかる材料費、燃料・動力費、試験費、設計費、および旅費などその他経費については、精算に使用される領収書、精算書などの証拠書類に基づき費用の配分と集計を行い、各費用の投入使用方式や会計処理などの特徴に応じて、企業の現状に合致する合理的な方法を選択して配分を行うことが推奨される。

#### 検査に備えた資料の保管

企業が研究開発費の追加控除政策を享受する際、「実際に発生し、自主的に判断し、申告を通じて享受し、関連資料を保管して検査に備える」という徴税・管理方式が採用される。税務監督管理の方向性として事後管理が強化される中、企業が研究開発費の追加控除政策を享受する際、検査に備えた資料の作成と保管はコンプライアンス上の重要な課題となっている。企業が研究開発費の追加控除政策を享受する際に、どのようにして関連書類が完全且つ有効であることを確保し、税務当局から事後調整を受けるリスクを回避するかについて考慮する上で、改善策を講じる必要がある。

まず、各資料の完全性と有効性に留意する必要がある。例えば、追加控除政策の適用対象プロジェクトについては、研究開発プロジェクトの立ち上げに関する決議文書、プロジェクト計画書、プロジェクト終了報告書が保管されているか、研究開発費の配分計算書と各証拠資料が完全な形で保管されているか、税法に定められた書式に従って研究開発費の補助帳簿を作成しているか、関連の委託研究開発契約書は科学技術関係の所轄行政機関で登録済みか否かなどについて、企業は自主検査を行う必要がある。

次に、各資料の内容が真実であるか否か、各資料の間の整合性が取れているか否かについて留意する必要がある。例えば、集計された各研究開発費項目の開始時期と終了時期が、プロジェクト計画書と終了報告書に掲載されたプロジェクトの開始時期と終了時期と一致しているか否か、各研究開発費の比率は業種の特性や慣行に合致しているか否か、各費用配分の根拠は合理であるか否かなど。

管理体制の視点から見て、研究開発活動に対する管理は、往々として複数の社内部門や業務プロセスに関わっており、研究開発費の追加控除政策の享受に潜在的なリスクをもたらす問題点は、どの社内部門や業務プロセスにも存在する。企業における研究開発、財務、人事、法務などの各機能部門は、緊密に連携してその対処に当たる必要がある。関連する企業は、各社内部門の役割と職責を整理し、研究開発活動の識別、研究開発費の集計、検査に備えた資料の作成・保管などの各業務プロセスの標準化・制度化・体系化・情報化を行う上で、日常管理活動に統合することで、コンプライアンス確保を前提に、優遇政策を最大限に享受することが推奨される。

#### 2020 年への展望

2022 年度政府活動報告において、科学技術型中小企業に適用される研究開発費の追加控除比率を 75%から 100%に引き上げるほか、企業による基礎研究への投資に対して税制優遇政策を実施し、設備・機器の加速減価償却やハイテク企業向け所得税優遇などの政策の整備を行うことが目標として掲げられた。科学技術イノベーションを対象とする奨励措置の実施に伴い、国内企業による研究開発への投資が過去最高を更新することが予想される。しかし、研究開発活動の管理を疎かにすると、優遇措置の享受におけるコンプライアンス違反に起因して、税務リスクが増加する可能性がある。従って、企業は国の施策方針に応じて研究開発への投資を増やすと同時に、研究開発活動に対するコンプライアンス管理を継続的に改善する必要がある。

デロイトは、引き続き研究開発費の追加控除を含む科学技術イノベーションの奨励政策に関する法規と実務の動向に留意すると同時に、私どもの考察とコメントを適時にご提供いたします。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders :

#### Deloitte China Tax Managing Partner

**Victor Li**  
Partner  
Tel : +86 755 3353 8113  
Fax : +86 755 8246 3222  
Email : [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### Northern China

**XiaoLi Huang**  
Partner  
Tel : +86 10 8520 7707  
Fax : +86 10 6508 8781  
Email : [xiaoli Huang@deloitte.com.cn](mailto:xiaoli Huang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

**Maria Liang**  
Partner  
Tel : +86 21 6141 1059  
Fax : +86 21 6335 0003  
Email : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### Southern China

**Jennifer Zhang**  
Partner  
Tel : +86 20 2885 8608  
Fax : +86 20 3888 0115  
Email : [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

#### Western China

**Frank Tang**  
Partner  
Tel : +86 23 8823 1208  
Fax : +86 23 8857 0978  
Email : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact :

#### National Tax Technical Centre

Email : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### Managing Partner/Northern China

**Julie Zhang**  
Partner  
Tel : +86 10 8520 7511  
Fax : +86 10 6508 8781  
Email : [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

**Kevin Zhu**  
Partner  
Tel : +86 21 6141 1262  
Fax : +86 21 6335 0003  
Email : [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

#### Western China

**Tony Zhang**  
Partner  
Tel : +86 28 6789 8008  
Fax : +86 28 6317 3500  
Email : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Southern China (中国本土)

**German Cheung**  
Director  
Tel : +86 20 2831 1369  
Fax : +86 20 3888 0115  
Email : [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

#### Southern China (中国香港)

**Doris Chik**  
Director  
Tel : +852 2852 6608  
Fax : +852 2543 4647  
Email : [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

#### JSG Tax team

##### 華北地区

北京  
**浦野 卓矢**  
Partner  
Tel : +86 10 8512 5524  
Email : [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

##### 華東地区

上海  
**板谷 圭一**  
Partner  
Tel : +86 21 6141 1368  
Email : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

##### 華東地区

上海  
**中野 隆正**  
Senior Manager  
Tel : +86 21 3313 8800  
Email : [tnakano@deloitte.com.cn](mailto:tnakano@deloitte.com.cn)

##### 華南地区

廣州  
**左 迪**  
Partner  
Tel : +86 20 2831 1309  
Email : [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at [cimchina@deloitte.com.hk](mailto:cimchina@deloitte.com.hk).

## デロイトについて

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツリミテッド (「DTTL」、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつ又は複数) を指します。DTTL (又は「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課し又は拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム又は関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 330,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国市場での成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア ([www2.deloitte.com/cn/zh/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/zh/social-media)) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる (明示的或いは暗示的) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2022. For information, contact Deloitte China.